

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年12月13日 (火) 第371号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 1
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課取扱い) 2
- 家畜伝染病の発生 (畜産課取扱い) 2
- 土地改良区管理規程の認可 (農地整備課取扱い) 2
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 3

### 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 3

## 告 示

### 鹿児島県告示第871号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 4 年12月13日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鹿児島市西佐多町2529番 2, 2532番, 2543番, 2569番 1, 2617番
  - 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第872号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 4 年12月13日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
伊佐市大口原田字水ノ手1006番 1, 1006番 2, 字二ノ山2484番159

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第873号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和4年12月13日

鹿児島県知事 塩田康一

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
岩元 博史	びろうの樹脳神経外科	志布志市有明町野井倉8041番1	脳神経外科	令和4年11月30日
吉俣 哲志	南大島診療所	大島郡瀬戸内町阿木名字重袋1975番	内科	令和4年11月30日
高田 誠一	大海クリニック	薩摩川内市中郷三丁目65番地	呼吸器科	令和4年11月30日
松下 裕亮	出水郡医師会広域医療センター	阿久根市赤瀬川4513	眼科	令和4年11月30日

## 鹿児島県告示第874号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和4年12月13日

鹿児島県知事 塩田康一

家畜伝染病の種類 高病原性鳥インフルエンザ

家畜の種類 鶏

患畜及び疑似患畜の区分	発生羽数	発生の場所	発生年月日
疑似患畜	120,000	出水市	令和4年11月18日
疑似患畜	78,000	出水市	令和4年11月24日
疑似患畜	470,000	出水市	令和4年11月27日

## 鹿児島県告示第875号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、平成31年2月8日付けで肝属中部土地改良区の荒瀬ダム管理規程を認可した。

なお、荒瀬ダム管理規程の概要は、次のとおりである。

令和4年12月13日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 貯水、放流又は取水に関する事項

## (1) 水位

満水位 標高144.00メートル

低水位 標高123.60メートル

(2) 放流

放流は、洪水吐からの越流による場合、基準地点における河川流量が荒瀬ダムに係る水利使用規則（以下「水利使用規則」という。）に定められた基準河川流量を超える場合及び貯水池内の施設又は工作物の点検若しくは整備のため必要がある場合に行うことができる。

(3) 最大取水量等

最大取水量等は、水利使用規則に定められた方法により行うものとする。

2 点検及び整備に関する事項

ダム管理責任者（以下「管理者」という。）は、ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

3 緊急事態における措置に関する事項

(1) 洪水時においては、管理者は、気象官署が行う気象観測の成果を的確かつ迅速に収集、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第46条第1項の規定による通報、最大流入量その他流入量の時間的変化の予測、法第49条の規定による記録の作成その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置を行う。

(2) 管理者は、干ばつのおそれがあると認めるときは、理事長及びダム利用者の意見を聞き、取水に関する節水計画を立て、これにより取水を行い、著しい用水不足を生じないように努めなければならない。

4 気象及び水象の観測に関する事項

管理者は、気象及び水象について定期的に観測する。

### 鹿児島県告示第876号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大島支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年12月13日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和4年8月8日から令和5年1月4日まで
- 3 作業の地域 龍郷町嘉渡地内

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第135号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和4年12月13日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 大海物語 5 M T E 2	株式会社三洋物産	210280
ぱちんこ遊技機	P 天龍∞ S E V E N R	マルホン工業株式会社	2P1191
ぱちんこ遊技機	P とある科学の超電磁砲 最強御坂 V e r R V Z	株式会社オレンジ	210239
ぱちんこ遊技機	P リング 呪いの7日間 3 R M Z	株式会社オレンジ	210250
ぱちんこ遊技機	P フィーバー炎炎ノ消防隊G	株式会社三共	2P0685
ぱちんこ遊技機	P フィーバーダンベル何キロ持てる？ V	株式会社三共	2P1346
ぱちんこ遊技機	P ベルセルク無双 N - Z	株式会社ニューギン	1P1252

---

回胴式遊技機	S 炎炎ノ消防隊 j S	株式会社ジェイビー	2S1217
回胴式遊技機	S パチスロミルキィホームズGN B	ネット株式会社	230198